

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社飯島情報企画（以下「甲」という）と過半数労働代表者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で甲の派遣社員として従事する社員（以下「対象派遣社員」という）に適用する。

- 2 対象派遣従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象派遣社員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象派遣社員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、能力手当、退職手当（社員就業規則 退職職金規程に定める）とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象派遣社員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1、2、3のとおりとする。

- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和3年8月6日職発0806第3号「令和4年度の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）の別表1の職種とする。
- （2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- （3）地域調整については、就業地が東京都である為、東京都の「地域指数」を適用する。
- （4）退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1の項番2及び項番5に定める額に6%を乗じた額（1円未満端数切上げ）とする。

第4条 対象派遣社員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2、3の通りとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2及び3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年～
 - Bランク：3年～
 - Cランク：0年～

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則 第3章諸手当に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、全額実費支給とする。

(賃金の決定にあたっての評価)

第7条 基本給の決定は半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することし、その方法は、就業規則第2章に定める方法を活用する。

2 賞与の決定は就業規則第4章17, 18条に定める方法を準用し別表2及び別表3の備考により賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条の定めるものを除く。)福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則、第10章第89条、90条の規定を準用する。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「当社社教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。


(その他)


第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和5年3月24日

株式会社飯島情報企画 代表取締役 飯島利明 

労働者の過半数者代表 泉 光一郎 

別表1 ソフトウェア作成者/システムコンサルタント・設計者の業務に従事する
 一般の労働者の平均的な賃金の額
 (基本給及賞与等の関係)

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ソフトウェア 作成者	通達に定める 賃金構造 基本統計調査	1,270	1,476	1,595	1,640	1,754	1,920	2,431
2	地域調整	東京都 114.3	1,452	1,688	1,824	1,875	2,005	2,195	2,779
3		退職金上乘せ後 (5%)	1,525	1,773	1,916	1,969	2,106	2,305	2,918
4	システムコンサル タント	通達に定める 賃金構造 基本統計調査	1,659	1,928	2,084	2,142	2,291	2,508	3,175
5	地域調整	東京都 114.3	1,897	2,204	2,383	2,449	2,619	2,867	3,630
6		退職金上乘せ後 (5%)	1,992	2,315	2,503	2,572	2,750	3,011	3,812

別表2 ソフトウェア作成者の基本給及び賞与の額

2023/4

等級	職務の内容	基本給	賞与額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級プログラマー (AI 関係等高度なプログラム言語を用いた開発)	2,000~	1000~	3,000~	≧	2,305	10年
Bランク	中級プログラマー (Web アプリ作成等の中程度の難易度の開発)	1,697~	849~	2,546~		1,969	3年
Cランク	初級プログラマー (Excel のマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発)	1,334~	667~	2,001~		1,525	0年

(備考)

- 賞与については、半期ごとの勤務評価に従って当社規定の50%以上の割合を乗じたものを時間給に上乗せして支払うものとする。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

別表3 システムコンサルタント・設計者の基本給及び賞与の額

2023/4

等級	職務の内容	基本給	賞与額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	システムコンサルタント ・設計者 (要件定義、システム外部、詳細設計)	2,485~	1,243~	3,728~	> =	3,011	10年

(備考)

- 賞与については、半期ごとの勤務評価に従って当社規定の50%以上の割合を乗じたものを時間給に上乗せして支払うものとする。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。